

滝沢市工場等設置奨励条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滝沢市工場等設置奨励条例（平成7年滝沢村条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(償却資産の範囲)

第2条 条例第2条第5号の規則で定めるものは、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品とし、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる資産に限る。）とする。

(指定の申請の期間等)

第3条 条例第8条第1項の規則で定める期間は、条例第4条第1号の奨励措置にあつては工場等（条例第2条第1号に規定する工場等をいう。以下同じ。）の決算期日の初日から起算して3か月間とし、条例第4条第2号及び第3号の奨励措置にあつては操業等開始日から起算して1か月間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、別に期間を定めることがある。

2 条例第8条第1項の規定により指定の申請をしようとする者は、滝沢市工場等設置奨励措置適用工場等指定申請書（様式第1号）に市長が別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 条例第8条第2項の規定による指定は、滝沢市工場等設置奨励措置適用工場等指定書（様式第2号）の交付をもってする。

(奨励措置の申請の期間)

第4条 条例第8条第3項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる奨励措置の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

(1) 固定資産税の課税免除及び不均一課税

ア 第1年度にあつては、条例第8条第2項の規定による指定の日（以下「指定日」という。）から15日間

イ 第2年度から第5年度までにあつては、当該年度の初日から当該年度の固定資産税の第1期納期限前7日まで

(2) 雇用奨励金の交付

ア 指定日が操業等開始日から起算して1年を経過した日（以下「基準日」という。）以後の場合にあつては、指定日から15日間

イ 指定日が基準日前の場合にあつては、基準日から15日間

(3) 利子補給金の交付

各当該年度の3月末日までとする。ただし、最終年度については、4月1日から借入期間満了の日まで

(固定資産税の課税免除及び不均一課税の申請等)

第5条 固定資産税の課税免除及び不均一課税について指定を受けた者は、条例第8条第3項の規定により固定資産税の課税免除及び不均一課税の申請をしようとするときは、各年度ごとに滝沢市工場等設置奨励措置固定資産税課税免除（及び不均一課税）申請書（様式第3号）に市長が別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、遅滞なく固定資産税の課税免除を決定し、その結果を滝沢市税条例施行規則（平成元年滝沢村規則第12号）第27条に規定する固定資産税税額更正決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(雇用奨励金の交付の申請等)

第6条 雇用奨励金の交付について指定を受けた者は、条例第8条第3項の規定により雇用奨励金の交付の申請をしようとするときは、滝沢市工場等設置奨励措置雇用奨励金交付申請書（様式第4号）に市長が別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、雇用奨励金の交付が適当であると認めるときは、滝沢市工場等設置奨励措置雇用奨励金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(利子補給金の交付の申請等)

第7条 利子補給金の交付について指定を受けた者は、条例第8条第3項の規定により利子補給金の交付の申請をしようとするときは、滝沢市工場等設置奨励措置利子補給金交付申請書（様式第6号）に市長が別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利子補給金の交付が適当であると認めるときは、滝沢市工場等設置奨励措置利子補給金交付決定通知書（様式第7号）により当該申請した者に通知するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、工場等の設置の奨励等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月28日規則第31号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月13日規則第45号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日規則第46号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。